

社会福祉法人幸和会役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸和会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加し、職員としての給与等が支払われない場合においては、この限りではない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間70万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。
- 3 役員に対する報酬は、前2項で定める金額の範囲内で、別表1「役員の報酬」に基づき支給する。
- 4 評議員に対する報酬は、定款第8条で定める金額の範囲内で、別表2「評議員の報酬」に基づき支給する。
- 5 理事会又は評議員会に参加に合わせ法人の業務を行った場合は、これを重複して支払わないものとする。

(費用弁償の支給)

第5条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員等には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、別表3「旅費支給表」に基づき支給する。

(報酬等の支給日)

第6条 役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年8月9日から施行する。

別表1 「役員の報酬」

	日 額 (源泉所得税控除後)
理事会・評議員会への出席	10,000円
監事監査	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

別表2 「評議員の報酬」

	日 額 (源泉所得税控除後)
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

別表3 「旅費支給表」

① 交通費

交通手段	金 額
公共交通機関	実 費
自家用車	自宅から目的地まで1kmにつき30円

② 宿泊料 1泊当たり12,000円